

法学部の学生のみなさまへ

わかっておきたい

判例の探し方 入門編

* 狭義には最高裁判所の判例だけをさす場合もあります。ここでは各種判例集等に判例として掲載されているものを判例とします。

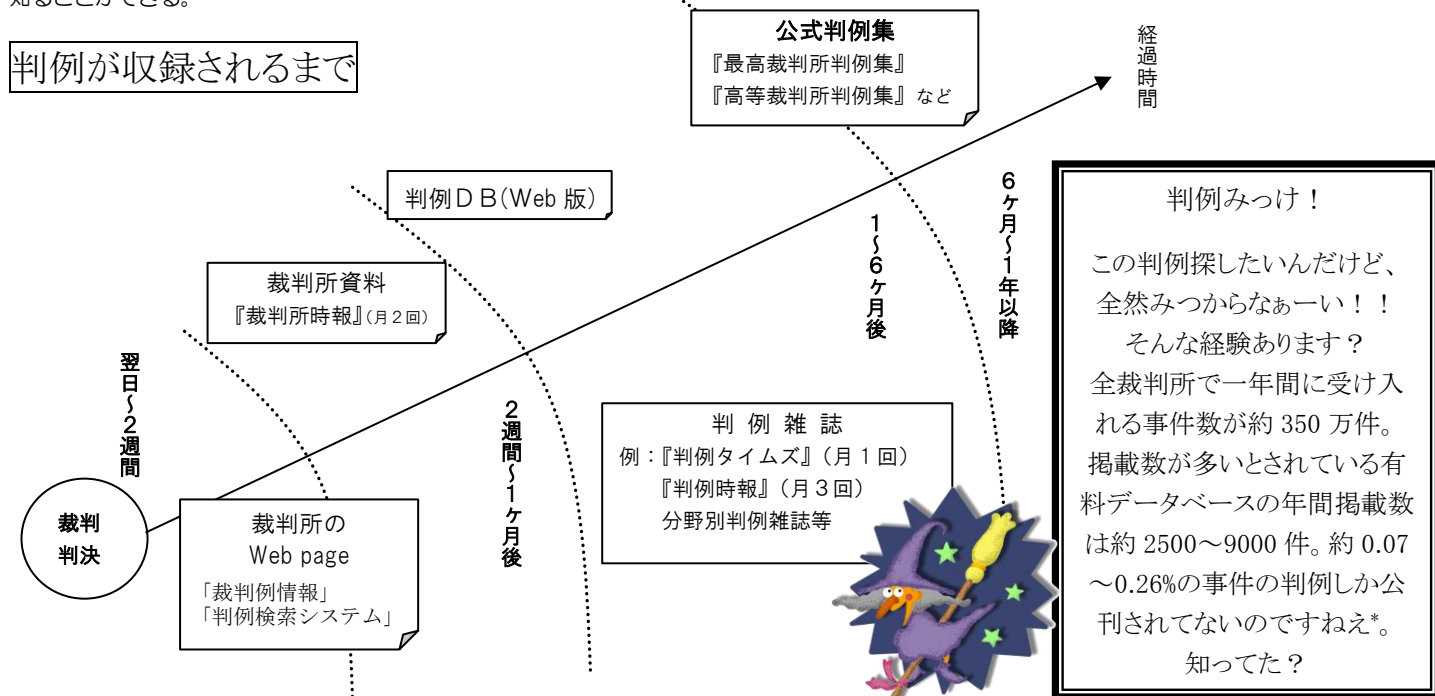
国内各地の裁判所で扱われた事件の経過や結果は1件ずつ記録され、一定期間裁判所や検察庁に保管されます。その文書のうち、ごく一部が“判例”と呼ばれ各種判例集やデータベースに掲載されます。

判例が掲載される資料には次のようなものがあります。

判例掲載資料	特徴		掲載までの期間	収録対象裁判所	備考
	利点	注意点			
裁判所・行政機関発行の判例集 (公式判例集)	厳選された判例情報が省略されず掲載される	掲載判例数が少ない (年間収録数約50件前後) 収録までに時間がかかる	半年～1年以上	各裁判所	論文執筆の際は優先して引用することが望ましい
裁判所発信のWeb-page	速報性あり	公式判例集への掲載内容の一部が省略されている	翌日～約2週間から1ヵ月後	各裁判所	
判例雑誌	判例の収録対象が広く、比較的早く掲載される (年間収録数約500～600件)	掲載内容に一部省略あり	早くて1ヵ月後～6ヵ月後	全裁判所	各雑誌の索引から検索する 専門分野の判例を集め掲載している分野別雑誌もあり
判例データベース	キーワードで全資料を横断的に検索できる 判例の収録対象が広く、数が多い (年間収録数約3000件)	判例集などの掲載資料が発行されてから掲載されるため時間がかかる 別紙資料や図表が省略されている	更新頻度によるが、およそ2週間後～6ヵ月後以降	全裁判所	情報源の多くは公式判例集や雑誌

★大審院時代についての判例は、その時代の公式判例集による。 ☆現在の判例については各団体・個人のHPから入手することも可能。

★最高裁判所発行の判例集には、各裁判官の意見が省略されずに載るほか、第一審、第二審の事実、主文、理由が載っており、事件の流れを知ることができる。



このような流れで判例は様々な媒体に収録されていきます

*参考文献：いしかわまりこほか. リーガル・リサーチ. 第5版, 日本評論社, 2016.4, p.147.

でも、具体的にどんな判例が調べたいのか、いまいちゃわかっていないし、ぴんと来ないあなた！
 まずは東大で提供しているデータベースや各HPから手軽に判例を検索してみましょう！

判例データベース

東京大学で利用できる日本の判例データベースはいくつかあります。東京大学法学部研究室図書室のウェブサイトの「データベース」ページ <https://www.lib.j.u-tokyo.ac.jp/database.html> から使うことができます。

どれがいいの？と思われるかもしれませんが、それぞれ収録範囲や収録誌が違いますので、一長一短といったところです。片方に載っていない判例がもう片方には載っていた、ということはよくありますので、皆さんも色々試してみてください。

データベースには、学内からのみアクセス可能なものと学外からでもアクセスできるものがあります。

※学内からのみアクセス可能なデータベースについては、学内ネットワークにつながった端末からアクセスしてください。

※学外からのアクセス方法の詳細については、Literacyの「学外からの利用」

<https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/user-guide/campus/offcampus> をご覧ください。

データベース名	概要	学外からのアクセス方法
D1-Law.com (第一法規 法情報総合データベース)	第一法規が提供する『現行法規』『判例体系』『法律判例文献情報』の各データベースを融合した総合検索データベースです。	学外アクセス不可
Westlaw Japan	日本法の総合データベースです。法令、判例、政策情報、主要判例雑誌、コメント、学術論文、報道記事などから、法律情報を検索できます。	EZproxy (イージープロキシ) 経由
LEX/DB インターネット	明治8年の大審院判例から今日までに公表された判例を網羅的に収録した日本最大級のフルテキスト型データベースです。	EZproxy (イージープロキシ) 経由 TKC にログイン (TKC は法科大学院生のみ)
公的判例集データベース	公的判例集の原本PDFをWeb上で検索し、閲覧できるデータベースです。	EZproxy (イージープロキシ) 経由 TKC にログイン (TKC は法科大学院生のみ)

また、インターネット上で無料公開されている判例データベースもあります。

最高裁判所	裁判所サイトトップページ>裁判例情報 裁判所の判例情報を検索するホームページです。最高裁判例集 高裁判例集 下級裁判例集 行政事件裁判例集 労働事件裁判例集 知的財産裁判例集が検索できます。 !!商業データベースには収録数で負けますが、一番掲載が早い判例情報サイトです。たまに商業データベースにも載っていないものが載っていたりとなかなかあなどれません!! https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1
最高裁判所 図書館 蔵書検索システム	最高裁判所図書館は裁判所の中央図書館です。こちらの図書館の蔵書検索システムでは、「内容細目」に平成 17 年からの、雑誌の判例掲載情報が記載されており、フリーワード検索ができます。 https://s-opac.net/Opac/search.htm?s=aXbCO25UBZUHYHJnQwzQuyWoDne

それでは早速データベースを使ってみましょう！

例題① 大判昭 10・10・5 民集 14 巻 1965 頁の判決全文と判例評釈を
入手しなさい。

判例は大体が省略されて引用され、

① **裁判所名+裁判の種類** + ② **裁判年月日** + ③ **出典** のように表記されます。

① 裁判所名・裁判の種類

裁判所名は略称で表記されます。原則として以下のルールです。

裁判所名	略称
最高裁の大法廷	最大
最高裁の小法廷	最のみか最○小
下級裁判所	所在地+裁判所の審級（地裁、高裁など） 例：横浜地→横浜地方裁判所
大審院	大
旧大審院連合部	大連

裁判の種類	略称
判決	判
決定	決
命令	命

② 裁判年月日

判決・命令・決定等が言い渡された日の元号の頭文字+ 〇年〇月〇日で表記されます。

③ 出典

その判例が掲載されている判例集や雑誌の巻号・頁数が記載されます。複数の媒体に掲載されている場合は、公式判例集が優先します。判例集や雑誌は略称で記載されます。

今回の場合は 大 判 昭 10 10 5 民集 14 巻 1965 頁 なので、

大審院 判決 昭和 10 年 10 月 5 日大審院民事判例集の 14 巻 1965 頁

になります。

判例をデータベースではなく、紙媒体で見たい場合は、この「出典」の欄をもとに探すことになります。

法学部研究室図書室では日本の判例集は L4 階の判例室に集められています。また、主な判例集は、L6 階の法科大学院コーナーにもあります。

判例集や雑誌の略称

判タ 金判 訟月 曹時……判例集や、判例評釈が掲載されている雑誌は、省略して引用されるので、初めてみる人には暗号のように感じられるかもしれません。慣れればすぐに分かるようになりますのですが、それまでは用語集を持っておきましょう。

判例集の略称については法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法〔2014年版〕

<https://www.houkyouikushien.or.jp/katsudo/pdf/houritubunken2014a.pdf> pp.24-27) や、国会図書館のリーサー・ナビ「日本-大審院・最高裁判所判例集」<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/Japan-hanrei-sup.php> で確認することができます。

雑誌や紀要の略称については、『法律時報』の毎年12月号(2014年以前は1月号)に「文献略語表」が掲載されています。また日本評論社のページからダウンロードすることもできます。

<https://www.nippyo.co.jp/blogihou/bunryaku/> 一部コピーして持ち歩いておくと便利です。

ちなみに冒頭の略称は判例タイムズ、金融・商事判例、訟務月報、法曹時報 になります。

みんしゅう・けいしゅう

判例を研究する上で避けては通れないのが、民集・刑集と呼ばれる公式判例集です。民集は「大審院民事判例集」(大正11年～昭和21年)または「最高裁判所民事判例集」(昭和22年～)のこと、刑集は「大審院刑事判例集」(大正11年～昭和21年)または「最高裁判所刑事判例集」(昭和22年～)のことを指します。

これらは公式判例集で、最高裁判所判例委員会が重要な判例として選んだものが掲載されています。ほぼ毎月発行され、真ん中のところで民事の部と刑事の部に分かれています。(ちなみに後ろのほうが刑事の部なので、たまーに未製本のものを読んだ人が刑集がないと転がり込んできたり…)これを製本するときに分割して民集と刑集という本になります。民集・刑集の特徴は、判示事項、判決要旨、参照条文などがありますが、特にその事件の下級審の判決も掲載されているという点です。最高裁は法律審ですから、判決には事実の記載はありません。事実を知るには下級審も読む必要があるためです。

論文やレポートでは、判例を引用する際は出典が求められます。特にこれらの公式判例集は優先して引用するのが望ましいとされています。

判例評釈って何？

判例評釈(判例批評、判例研究、判例解説という場合もあり)は、実際の判例に研究者等が、判決に賛成、反対、結論には賛成だが理由には疑問が…など、それぞれの立場から解説を加えたものです。

判例評釈を読めば、その判例のキーポイントが分かるため、判例研究には欠かせないものです。判例評釈は基本的に雑誌に掲載されています。

事件番号って？

事件番号は本や論文では省略されることが多いですが、「最大決平成25年9月4日平成24(ク)984民集67巻6号1320頁」のように、裁判年月日の後ろに表記されることもあります。事件番号は、裁判所名と合わせて事件を特定するものです。その裁判所が受け付けた年、事件の種類を表す符号、その年の事件について振られた通し番号で構成されています。

今回の例では、平成24(ク)984は、平成24年に最高裁が受け付けた民事特別抗告事件のうち、984番目であることを示します。受け付けた年なので、判決等が出た年とは必ずしも一致しないことに注意してください。

では、まず法学部研究室図書室の「データベース」ページからアクセスしてみましょう。

※東京大学所属者向けの「学術情報リテラシー」の案内をまとめた「Literacy」からアクセスも可能です。

また、東京大学附属図書館 Web サイトの「データベース一覧」からアクセスすることもできます。

東京大学法学部研究室図書室

Search Site [Q] English 東京大学
The University of Tokyo

法学部研究室図書室
Faculty of Law Library

ホーム 概要 利用案内 所蔵資料 **データベース** 資料室・関連センター デジタルアーカイブ アクセス・問い合わせ

サイト内検索
Search Site [Q]

東京大学OPAC

検索 クリア

→ MyOPAC Login [Q]
→ OPAC利用ガイド [Q]

開室カレンダー
年間カレンダー / Library Calendar

クイックリンク

- 新着図書リスト
- 製本中タイトルリスト
- FAQ (よくある質問)
- 申請書類一覧
- フロアガイド
- 東京大学OPAC [Q]
- Literacy [Q]**
- 東京大学附属図書館データベース一覧 [Q]**
- E-journal & E-book Portal [Q]
- CiNii Books [Q]

■【現在の開室時間・利用対象者】新型コロナウイルス感染症に対する対応について

■お知らせ

2023年2月8日 **NEW!** 2023年3月卒業(修了)予定の皆様へお願い

2023年2月2日 書架点検による閉室 次回は2023年2月9日(木曜日)

2023年1月27日 【2023年1月18日(水)~】国立国会図書館 個人向けデジタル化資料送信サービスに「印刷機能」が追加されました

2023年1月13日 【法学系データベース講習会開催】 Westlaw Japan : 2023年2月15日(水曜日)、Westlaw Next : 2023年2月22日(水曜日)

2022年12月27日 書架点検による閉室 次回は2023年1月5日(木曜日)

2022年12月13日 【法・公共・未来ビジョンにご所属の皆様へ】2022年12月~2023年1月の他大学からの図書借用/文献複写申込について

>>お知らせ一覧

概要/About

東京大学法学部研究室図書室は、法学部研究室の一部として法学部および法学政治学研究科と共に発展してきた長い歴史と伝統を持つ図書室であ...

まずは法学部研究室図書室の Web ページにアクセス！



データベースページにはたくさんのデータベースがあります。この中で日本の判例を探すのに役立つものを選びましょう。

東京大学法学部研究室図書室 Search Site English 東京大学 THE UNIVERSITY OF TOKYO

法学部研究室図書室 Faculty of Law Library

ホーム 概要 利用案内 所蔵資料 データベース 資料室・関連センター デジタルアーカイブ アクセス・問い合わせ

サイト内検索 Search Site

東京大学OPAC

→ MyOPAC Login

→ OPAC利用ガイド

開室カレンダー

■ 年間カレンダー / Library Calendar

クイックリンク

- 新着図書リスト
- 製本中タイトルリスト
- FAQ (よくある質問)
- 申請書類一覧
- フロアガイド
- 東京大学OPAC
- Literacy
- 東京大学附属図書館データベース一覧
- E-journal & E-book Portal
- CiNii Books
- CiNii Research

東京大学法学部研究室図書室 > データベース

データベース

このページでは、東京大学法学部・大学院法学政治学研究科内の端末から利用できる法律・政治学関係のデータベースをご案内しています。

※東大Literacy”新型コロナウイルス感染症に伴う出版社等の臨時対応をまとめたページ”は [こちら](#)

東京大学法学部データベース一覧

※各分野内は、データベース名のアルファベット順に並んでいます。日本語のデータベースはローマ字に変換してください。

- **日本法**
- 英米法
- その他の外国法
- 新聞記事検索
- 雑誌
- 日本の政治・行政
- 外国の政治・行政
- その他
- 問い合わせ先

「日本法」をクリック！

学外からのデータベースの利用について、詳しくは次の説
(クリックすると詳細が表示されます。)



D1-Law.com(第一法規法情報総合データベース)にアクセスしてみましょう。

日本法



日本法のデータベースの使い方については「判例の探し方」のページもご覧ください。

[D1-Law.com 第一法規法情報総合データベース](#)

【学内限定】

判例体系・現行法規・現行法規（履歴検索）・法律判例文献情報の各データベースを利用できます。

[e-Gov法令検索](#)(旧：法令データ提供システム)

【学内・学外を問わず利用可】

法律・政令・府省令・規則について、各府省が確認した法令データを提供しています。法令名別・事項別・法令番号別などで検索することができます。(総務省提供)

D1-Law.com(第一法規法情報総合データベース)にアクセス！



こちらがD1-Law.comの画面です。では日付を手がかりに探していきましょう。

D1-Law.comは法情報の総合データベースです。判例の検索のほかにも、さまざまなデータが搭載されています。最上段の「フリーワード検索」では、契約中のコンテンツの横断検索が可能です。また、「判例体系」からは、裁判年月日や事件番号などのさまざまな条件で判例を検索することができます。今回は日付がわかっていますので、「判例体系」を使い、裁判年月日の欄に日付を入力します。



昭和10年10月5日に判決の出たものがいろいろ出てきますが、出典と照らし合わせて目指す判決を探します。

DI-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

3件

絞り込み

情報の有無

- 本文あり 3
- 要旨あり 3
- 解説あり 0
- 巻頭説 0
- 法務情報 0
- 判例データベース 0
- 評釈あり 1

宇奈月温泉事件

大審院判昭和10年10月5日大審院民事判例集14巻1965頁 (27500753)

事件番号 昭和9年(オ)2644号

情報の有無 本文 要旨 解説 評釈

1.所有権侵害による損害の程度がわずかで侵害除去のためには莫大な出費と損失を生ずる場合に、第三者が自ら不必要な土地を買収得し、不当の利益を得ようとして、所有権行使に藉口して侵害者に対して侵害の除去を迫ると同時に、右土地を不相当に巨額な代金で買取るべき旨の要求を提示し、他の一切の協調には応じない旨主張するなどの事情があるときは、右侵害排除の請求は権利の濫用に外ならないので右請求は認められない。

2.温泉の地...

大審院民事判例集
14巻1965頁・・・あった！

DI-Law.com 判例体系 検索結果3件中、1件目を表示しています

判決本文へのリンク

大審院民事判例集14巻1965頁

判例評釈一覧

田中寅・民法判例百選(1)——総則・物権<第3版>(別冊ジュリスト104)6~7頁1989年9月

遠藤浩・民事研修425号45~50頁1992年9月

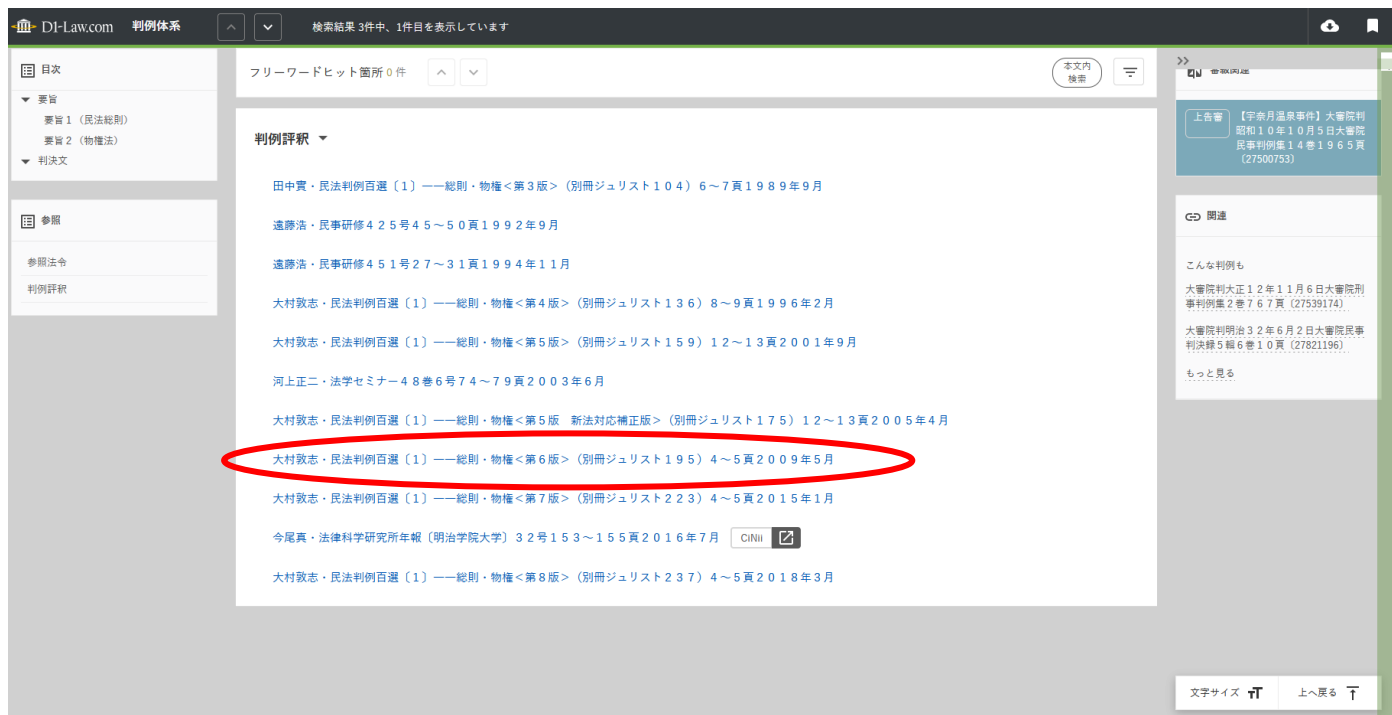
遠藤浩・民事研修451号27~31頁1994年11月

大村敦志・民法判例百選(1)——総則・物権<第4版>(別冊ジュリスト136)8~9頁1996年2月

大村敦志・民法判例百選(1)——総則・物権<第5版>(別冊ジュリスト159)12~13頁2001年9月

河上正二・法学セミナー48巻6号74~79頁2003年6月

続いて判例評釈を調べてみましょう。検索画面の下のほうにあるのが判例評釈の一覧です。判例評釈は主に雑誌に載っているものですので、雑誌名、巻号、ページ数を控えて直接雑誌架にいきます。和雑誌はL6階～L5階に、原則としてタイトルをローマ字読みにした時のアルファベット順で並んでいます。（各大学の紀要類は大学名をアルファベットにした順です。例：法学論叢→京都大学が発行しているので、KyotoのKの棚にあります）また、雑誌によってはデータベースで見ることができるものもあります。



こちらの場合は、別冊ジュリストの195号の「民法判例百選(1)」の4-5ページに掲載されている、ということです。法学部研究室図書室では、別冊ジュリストは和雑誌のJの棚、ジュリストの後ろに配架されています。

調査官解説

重要な事件になると判例評釈はたくさんありますが、その中でも特に重要なのが『調査官解説』と呼ばれるものです。調査官解説は、実際にその判決に関わった人が、判断の過程などを解説しており、研究の際には必読となっています。ただ、全ての判決について調査官解説があるわけではありません。「最高裁判所判例集」に掲載されている裁判に限ります。

また、調査官解説は最初に「法曹時報」という雑誌に掲載され、それが一年分まとめられて、「最高裁判所判例解説」になります。（雑誌に連載されたマンガが単行本になって発売される感じです）判決が出る→調査官解説が法曹時報に載る→最高裁判所判例解説にまとまる、とそれぞれ時間がかかりますので、最近の判決の調査官解説を調べる時は注意してください。

ここでは Westlaw Japan についてみていきましょう。基本的に D1-Law.com と同じような操作です。

Super法令Web
 【学内限定】 【学外利用可 (EZproxy)】
 法務省責任編集による法令集『現行日本法規』に基づく法令データベースです。憲法、法律、政令、府庁省令、規則・規定、告示・条約・その他の現行法令を収録しています。

Westlaw Japan
 【学内限定】 【学外利用可 (EZproxy)】
 判例・法令その他から法律情報を検索できます。

英米法

学内からアクセスする場合

学外からアクセスする場合
 UTokyo アカウントでログインしてください

例題② ブルドックソースとスティール・パートナーズが新株予約権をめぐって争った最高裁の判決と、判例評釈を入手しなさい。

Westlaw Japan も様々な法情報が搭載されていますが、その中から「判例」を選びます。

Westlaw Japan

ホーム **判例** 法令 審決等 書籍/雑誌 文献情報 ニュース記事 出版別記

一括検索検索: すべてのコンテンツを一括で検索検索できます

検索対象: 判例 法令 審決等 書籍/雑誌 文献情報 ニュース記事

注目の機能
 最新60日以内の判例はこちら [判例Express>>](#)
 法令の公布・施行状況はこちら [法令カレンダー>>](#)

ウエストロー・ジャパンからのお知らせ
[【ウィックレファレンスガイド】](#) | [利用規約](#)
[【モバイルアプリ】](#) iOS版 | Android版 | マニュアル

【メンテナンスのお知らせ】 (2022年12月28日掲載)
 メンテナンスのため、12月29日12時から2023年1月4日までリアルタイムニュースの更新を停止します。お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

【年末年始の営業に関するお知らせ】 (2022年12月2日掲載)
 年末年始の営業について、下記の通りとさせていただきます。
 ■休業期間
 2022年12月29日(木) ~ 2023年1月3日(火)
 *ご契約中のお客様への請求書の発送は2023年1月4日(水)を予定しております。
 *休業期間中にいただいたメール、問い合わせフォームからのお問い合わせは2023年1月4日(水)以降、順次回答させていただきます。問い合わせフォームからのお問い合わせは2023年1月4日(水)以降、順次回答させていただきますが、何卒ご理解の程よろしくお願いたします。

【メンテナンスのお知らせ】 (2022年11月4日掲載)
 メンテナンスのため、11月4日(金)19時から21時まで製品にアクセスしにくくなる可能性がございます。お客様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

【検索結果の表示の不具合のお知らせ】 (2022年10月3日掲載)
 Internet Explorer 11で製品をご利用いただいた際に、検索結果一覧(画面左側)が表示されない不具合が発生しております。
 この不具合は、9月30日(金)の製品リリースで発生したもので、只今、復旧に向けて修正作業を行っております。

取得コンテンツ更新情報
 【最新収録状況】 令和5年1月24日。≪判例≫ ≪法令≫ ≪文献情報≫更新しました。
 収録準備中の法令 (月2回更新)
 ■法令の解説記事 (令和4年12月19日更新)
 【論議】 実務のための令和4年改正消費者契約法の考案方(3・完) 今後の課題と改正への展望!

判例情報 (令和5年1月24日更新)
 【最新収録の】 令和5年1月20日 最高裁第二小法廷 判決 令4(行ツ)131号 選挙
 号:2023WJLJPCA01209001
 【交通事故損害賠償データファイル】 追録第158・159号(令和4年12月23日発行)
 【医療訴訟判例データファイル】 追録第20・21号(令和3年12月20日発行)
 【慰謝料請求事件データファイル】 追録第25号(令和4年3月17日発行)
 【遺産相続紛争事件データファイル】 追録第13号(令和4年8月2日発行)
 【土地遺産紛争事件データファイル】 追録第13号(令和4年6月22日発行)
 ■法令情報 (令和5年1月24日更新)

リアルタイムニュース
 司法 [▶ 司法ニュース一覧](#)

01月25日 04:53 〇元中学校長に判決=教科書指定巡る加重取柄-大阪地裁
 01月24日 19:07 〇元会社役員に禁錮3年6月求刑=横笛代議士-ト3人死傷-福島地裁
 01月24日 18:00 〇医療法人に510万0円賠償命令=吸引分娩後、男児が死亡-大阪地裁
 01月24日 11:06 〇指定弁護士が上告=元会長ら二審も無罪で、車電強制取戻
 01月23日 23:32 〇五輪汚職、ADK元社長を有罪=検察検察報告書-東京地裁
 01月23日 20:36 〇勝訴判決「生きてきて良かった」=強制不妊訴訟の原告ら-熊本
 01月23日 18:20 〇強制不妊、国に賠償命令=自衛隊生保護法は違憲、「除斥」認めず-熊本地裁
 01月20日 18:05 〇元議員に罰金刑=河井元法相から現金-広島地裁
 01月20日 17:08 〇父殺害、元医師に懲役20年求刑=A L S事件の被告-京都地裁
 01月20日 16:20 〇21人衆議選、比例は合憲=「1票の格差」訴訟-最高裁

トップページで判例をクリック

法曹界人事
 判例タイムズアーカイブス
 判例コラム
 注目すべき判例等に寄る専門家のコラム
 SH 商事法務ポータル
 話題の判例
 話題性の高い判例のご紹介
 法制検索支援システム
 じょうりくくん

今回は、判決年月日も掲載媒体もわかりませんので、キーワードで検索します。

Westlaw Japan

ホーム > 検索条件

条件検索 新判例体系 (法分野から選択) 索引検索 (裁判所名から選択) データファイル

検索対象 民事 刑事

検索語 表記の揺れを含む

判例情報 裁判所: 裁判年月日: 事件番号: 事件名: 裁判官名:

出典・評釈 出典 評釈

参照条文 完全一致 部分一致

各入力欄は部分的に入力しても検索できます。

ブリードソースと新株予約権で検索！

検索結果の中、平成 19 年 8 月 7 日の判決が目的のものなのでクリックして表示させます。

Westlaw Japan

ホーム > 検索条件 > 検索結果 > 文書

5件ヒットしました。

検索結果を絞り込む

1 平成20年4月3日 新潟地裁 平20(モ)1016号 ★★★★★ 0.9

2 平成20年3月27日 新潟地裁 平20(モ)18号 ★★★★★ 0.9

3 平成19年8月7日 最高裁第二小法廷 平19(許)30号

4 平成19年7月9日 東京高裁 平19(ウ)912号 ★★★★★ 5.0

5 平成19年6月28日 東京地裁 平19(ワ)20081号 ★★★★★ 5.0

事件名 株式会社Yが株主であるXによる経営支配権取得のための株式の公開買付けに対抗して当該株主の持株比率を低下させるためにする新株予約権の無償割当てを... (ブリードソース 新株予約権)

裁判年月日 平成19年8月7日 裁判所名 最高裁第二小法廷 裁判区分 決定

事件番号 平19(許)30号

事件 株主総会決議禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する許可抗告事件 (ブリードソース 対 スティールパートナーズ事件・許可抗告)

裁判結果 抗告棄却 文献番号 2007WJLJPCA08079001

要旨 / 新判例体系

- ◆ 株式会社Yが株主であるXによる経営支配権取得のための株式の公開買付けに対抗して当該株主の持株比率を低下させるためにする新株予約権の無償割当てが、株主平等の原則の趣旨に反せず会社法247条1号所定の「法令又は定款に違反する場合」に該当しないとされた事例
- ◆ 株式会社Yが株主であるXによる経営支配権取得のための株式の公開買付けに対抗して当該株主の持株比率を低下させるためにする新株予約権の無償割当てが、会社法247条2号所定の「著しく不公正な方法により行われる場合」に該当しないとされた事例
- ◆ 株主平等の原則の趣旨は株主に対して新株予約権の無償割当てをする場合に及ぶ
- ◆ 株主に対する差別的取扱いが株主平等の原則の趣旨に反しない場合
- ◆ 特定の株主による経営支配権の取得に伴い、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されることになるか否かについての審理判断の方法
- ◆ 会社法109条1項に定める株主平等の原則の趣旨は、株主に対して新株予約権の無償割当てをする場合にも及ぶ。
- ◆ 特定の株主による経営支配権の取得に伴い、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されることになるような場合に、その防止のために上記特定の株主を差別的に取り扱うことは、衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、会社法109条1項に定める株主平等の原則の趣旨に反しない。
- ◆ 特定の株主による経営支配権の取得に伴い、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されることになるか否かについては、株主総会における株主自身の判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在しない限り、当該判断が尊重されるべきである。
- ◆ 株式会社Yが株主であるXによる経営支配権取得のための株式の公開買付けに対抗して新株予約権の無償割当てを行うに当たり、新株予約権の内容につき、X及びその関係者以外の株主は割り当てられた新株予約権を行使することによって株式の交付を受けることができるが、X及びその関係者は割り当てられた新株予約権を行使することができず、Yは金員を交付することによって上記新株予約権を取得することができる旨の差別的な条件及び条項が定められていた場合において、次の一～三などの判示の事情の下では、上記新株予約権の無償割当ては、会社法109条1項に定める株主平等の原則の趣旨に反せず、同法247条1号所定の「法令又は定款に違反する場合」に該当しない。一、上記新株予約権の無償割当てを行うことは、株主総会においてX及びその関係者以外のほとんどの株主の賛成を得て可決されたものであり、これらの株主は、Xによる経営支配権の取得が企業価値をき損し、株主の共同の利益を害することになると判断したものである。二、上記総会の手続きに適正を欠く点があったとはいえず、また、上記判断はX及びその関係者において経営支配権取得後の経営方針を明示せず、投下資本の回収方針についても明らかにならなかったことなどによるものであるとかがわれ、当該判断にその正当性を失わせるような重大な瑕疵はない。三、上記新株予約権の無償割当ては、X及びその関係者も意見を述べる機会があった上記総会における議論を経てX及びその関係者以外のほとんどの株主が是認したものである上、YがX及びその関係者に割り当てられた新株予約権を取得するに当たり交付する金員は当該新株予約権の価値に見合うものであって、衡平の理念に反し、相当性を欠くものではない。
- ◆ 株式会社Yが株主であるXによる経営支配権取得のための株式の公開買付けに対抗して新株予約権の無償割当てを行うに当たり、新株予約権の内容につき、X及びその関係者以外の株主は割り当てられた新株予約権を行使することによって株式の交付を受けることができるが、X及びその関係者は割り当てられた新株予約権を行使することができず、Yは金員を交付することによって上記新株予約権を取得することができる旨の差別的な条件及び条項が定められていた場合において、次の一～三などの判示の事情の下では、上記新株予約権の無償割当ては、会社法109条1項に定める株主平等の原則の趣旨に反せず、同法247条1号所定の「法令又は定款に違反する場合」に該当しない。一、上記新株予約権の無償割当てを行うことは、株主総会においてX及びその関係者以外のほとんどの株主の賛成を得て可決されたものであり、これらの株主は、Xによる経営支配権の取得が企業価値をき損し、株主の共同の利益を害することになると判断したものである。二、上記総会の手続きに適正を欠く点があったとはいえず、また、上記判断はX及びその関係者において経営支配権取得後の経営方針を明示せず、投下資本の回収方針についても明らかにならなかったことなどによるものであるとかがわれ、当該判断にその正当性を失わせるような重大な瑕疵はない。三、上記新株予約権の無償割当ては、X及びその関係者も意見を述べる機会があった上記総会における議論を経てX及びその関係者以外のほとんどの株主が是認したものである上、YがX及びその関係者に割り当てられた新株予約権を取得するに当たり交付する金員は当該新株予約権の価値に見合うものであって、衡平の理念に反し、相当性を欠くものではない。

検索キーワード: ▲前 ▲次 ▼ ハイライトを非表示

◆株主無償割当てにより発行された新株予約権に基づく新株発行を差し止める旨の仮処分命令の申立てがなされ...

2 平成20年3月27日 新潟地裁 平20(ロ)18号 ★★★★★ 0.9
◆株主無償割当てにより発行された新株予約権に基づく新株発行を差し止める旨の仮処分命令の申立てがなされ...

3 平成19年8月7日 最高裁第二小法廷 平19(許)30号
★★★★★ 5.0
事件名 株主総会決議禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件 (ブルドックソース 対 スティールパートナーズ事件・許可抗告書)
◆株式会社が特定の株主による株式の公開買付けに対抗して当該株主の持株比率を低下させるためにする新株予...

4 平成19年7月9日 東京高裁 平19(ヲ)917号 ★★★★★ 5.0
事件名 株主総会決議禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件 (ブルドックソース 対 スティールパートナーズ事件・抗告書)
◆相手方の全株式の公開買付けを行った外興系投資ファンドが、相手方が防衛策として実施した新株予約権の無償...

5 平成19年6月28日 東京地裁 平19(ロ)20081号
★★★★★ 5.0
事件名 株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件 (ブルドックソース 対 スティールパートナーズ事件・第一審)
◆敵対的買収の対抗手段としてされた新株予約権無償割当てについて、会社法二四七条の類推適用があるとされ...

裁判経過
[抗告書 平成19年7月9日 東京高裁 決定 平19\(ヲ\)917号 株主総会決議禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件 \(ブルドックソース 対 スティールパートナーズ事件・抗告書\)](#)
[第一審 平成19年6月28日 東京地裁 決定 平19\(ロ\)20081号 株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件 \(ブルドックソース 対 スティールパートナーズ事件・第一審\)](#)

出典
 民集 61巻5号2215頁
 裁時 1441号1頁
 裁判所ウェブサイト
[判タ 1262号125頁](#)
 判時 1983号56頁
 金法 1820号47頁
 金商 1279号19頁
 金商 1273号2頁
 旬刊商事法務 1809号16頁
 資料版商事法務 281号107頁 [商審法務](#)
 商事法務別冊 311号59頁

評釈
[森富義明・最高裁判所判例解説 民事篇 \(平成19年度\) 598頁](#)
 森富義明・曹時 62巻6号121頁
 鬼頭季郎・曹時 60巻12号1頁
[森本道・曹時 60巻1号1頁](#)
 奈良輝久・判タ 1279号82頁
 阪口祐康・判タ 1265号59頁 [判例タイムズアーカイブズ](#)

冊子体はこちら

裁判経過：下級審の判決のデータにリンクしています。

判例評釈一覧

次に LEX/DB インターネットについてみましょう。

学内からアクセスする場合

公的判例集データベース

【学内限定】【学外利用可 (EZproxy)】 (同時アクセス制限50人)
公的判例集の原本PDFをWeb上で検索し、閲覧できるデータベースです。

LEX/DB インターネット

【学内限定】【学外利用可 (EZproxy)】 (同時アクセス制限50人)

明治8年の大審院判例から今日までに公表された判例を網羅的に収録した日本最大級のフルテキスト型データベースです。

学外からアクセスする場合

UTokyo アカウントでログインしてください

例題③ 国籍法違憲判決 (最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 第 62 卷 6 号 1367 頁)

の判決全文と、判決時の国籍法の条文を入手しなさい。

まず、LEX/DB インターネットにアクセスし、トップページから判例総合検索にアクセスします。

TKC法律情報データベース
LEX/DBインターネット
登録データに関する情報 ログアウト

データベースの選択
ご利用のデータベースを選択してください。

判例データベース
判例総合検索
初審判例
LEXニュースレター-新着判例

行政機関等(審決・裁決)データベース
特許庁審決検索
国税不服審判所裁決検索
公正取引委員会審決検索

発信データベース
税務判例要旨検索(国税不服審判所裁決含む)

Q&Aデータベース
税務Q&A検索

LEX会員談話室
LEXニュースレターキーワード等の予約
LEX/DB収録数

Copyright (C) 1999 TKC Corporation. All Rights Reserved.
LEX/DBインターネットに関する知的所有権その他の一切の権利は株式会社TKCおよび登録出願者に帰属します。

トップページで判例総合検索をクリック！



判決年月日と掲載文献を入力して検索してみましょう。

TKC法律情報データベース
LEX/DBインターネット

データベースの選択 > 検索項目の入力 [判例総合検索]

検索項目 | スルキーワード | 裁判年月日 | 裁判所名 | 案件番号 | 民則区分 | 裁判結果 | 法編 | 法条 | 裁判種別 | 掲載文献 | LEX/DB文献番号 |

検索開始 全クリア

■ 裁判年月日 ※後者する裁判の年月日を半角で入力してください。

裁判日指定無し

裁判日の範囲指定 : 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

裁判日の指定 : 平成 20 年 6 月 4 日

※何も指定しない場合は、全ての裁判所と国後不服審判所が検索対象となります。

最高裁判所 全ての法廷 全ての 地方裁判所 家庭裁判所

簡易裁判所 対前(大審院・控訴院等) 国後不服審判所

■ 事件番号 ※年次と番号は半角で、事件記録番号は全角で入力してください。

年 () 号 () 号

■ 民則区分 ※何も指定しない場合は、全ての事件が検索対象となります。少年事件は刑事事件に含まれます。

民事事件 刑事事件

■ 裁判結果 ※何も指定しない場合は、全ての裁判結果が検索対象となります。

民事事件 認容 棄却 却下 取消・変更 破棄 その他

刑事事件 有罪 無罪 棄却 破棄 却下 電訴 公訴棄却 管轄違い 取消 その他

■ 法編 ※何も指定しない場合は、全ての法編が検索対象となります。

民事法編 民事特別法編 公法編 社会経済法編 刑事法編

■ 法条 ※条項は半角で入力してください。

条の の AND OR

■ 裁判種別 ※何も指定しない場合は、全ての裁判種別が検索対象となります。

判決 審判 裁決 その他

■ 掲載文献 ※何も指定しない場合は、全ての掲載文献が検索対象となります。後号等は、を入力してください。

頁長 掲載誌一覧 62 - 6

■ LEX/DB文献番号 ※、号になりたいLEX/DBの文献番号(8桁)を半角で入力してください。

目的の判例が表示されたら全文をクリックしてください。

TKC法律情報データベース
LEX/DBインターネット

データベースの選択 > 検索項目の入力 [判例総合検索] > 検索結果一覧

検索結果は 1 件です。

選択 選択した書誌の表示

全選択 全クリア 文庫で表示 まとめて表示

表示件数 並び替え

20件 裁判年月日 (新しい順)

選択	選取	【上段】:事件名/署名事件名	【中段】:文献番号、裁判年月日、裁判所名、事件番号、審級、裁判結果	【下段】:判示・要旨・事案の概要/裁決	直接表示へ
<input type="checkbox"/>	1	過去強制令書発付処分取消等請求事件/国籍法違反訴訟最高裁大法廷判決 28141352 平成20年6月4日 最高裁大法廷 平成18年(行ツ)第135号 上告審 破棄裁判	判例PDF 評釈 採引用 掲載誌	判示・要旨・事案の概要/裁決	書誌 全文

Copyright (C) 1999 TKC Corporation. All Rights Reserved.
LEX/DBインターネットに関する知的所有権等の権利一切は権利者株式会社TKCおよび権利者提供者に帰属します。

判決の全文が表示されます。

TKC法律情報データベース
LEX/DBインターネット

データベースの選択 > 検索項目の入力 [判例総合検索] > 検索結果一覧 > 書誌表示 > 全文表示

印刷 [検索条件確認]

《全文》

【文献番号】28141352

過去強制令書発付処分取消等請求事件
最高裁判所大法廷平成18年(行ツ)第135号
平成20年6月4日判決

主 文

原判決を破棄する。
被上告人の控訴を棄却する。
控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山口元一の上告理由第1ないし第3について
1 事案の概要
本件は、法律上の婚姻関係にない日本国民である父とフィリピン共和国籍を有する母との間に本邦において出生した上告人が、出生後父から認知されたことを理由として平成15年に法務大臣あてに国籍取得届を提出したところ、国籍取得の条件を備えておらず、日本国籍を取得していないものとされたことから、被上告人に対し、日本国籍を有することの確認を求めている事案である。

また、民集を pdf で表示させることもできます。先ほどの画面で書誌の方をクリックしてください。

TKCは情報データベース
LEX/DBインターネット

データベースの選択 > 検索項目の入力 [判例総合検索] > 検索結果一覧 [検索条件確認]

検索結果は 1 件です。

選択 [上記]:事件名/著名事件名 [中欄]:文獻番号、裁判年月日、裁判所名、事件番号、審級、裁判結果 [下欄]:判示・要旨・事案の概要/裁決

選択	28141352	平成20年 6月 4日	最高裁判所	平成18年(行ツ)第135号	上告審	確定裁判	裁判所別	評釈	裁判用	掲載誌	書誌	全文
<input type="checkbox"/>	退去強制令書発付処分取消等請求事件/国籍法違憲訴訟最高裁判所判決											

Copyright ©1999 TKC Corporation. All Rights Reserved.
LEX/DBインターネットに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社TKCおよび関係者に帰属します。

TKCは情報データベース
EX/DBインターネット

データベースの選択 > 検索項目の入力 [判例総合検索] > 検索結果一覧 > 書誌表示 [印刷] [検索条件確認]

【文獻中の1文獻目】

2. 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子は、国籍法3条1項所定の国籍取得の要件のうち、日本国籍の取得に関して憲法14条1項に違反する区別を生じさせている部分、すなわち父母の婚姻により嫡出たる身分を取得したという部分(準正要件)を除いた要件が満たれるときは、国籍法3条1項に基づいて日本国籍を取得する。(1、2につき補足意見、意見及び反対意見がある。)

【裁判結果】
【上訴等】
【裁判官】
【少数意見等】

【掲載文獻】

- 家庭裁判月報60巻9号49頁
- 裁判所時報1461号3頁
- 判例時報2002号3頁
- 判例タイムズ1267号92頁
- 最高裁判所民事判例集62巻6号1367頁
- 訟務月報55巻7号2483頁
- 最高裁判所裁判集民事228号13頁
- 裁判所ウェブサイト

【参照法令】

- 日本国憲法110条
- 日本国憲法14条
- 日本国憲法81条
- 国籍法3条(平成20年法律88号改正前)
- 国籍法2条

※「Super 法令Web」および「いっしょいっしょ」の登録法令の施行日一覧にリンクします。
■ 施行日一覧から選択するための参考情報
■ 当該判例:最高裁判所大法廷 平成18年(行ツ)第135号 平成20年6月4日判決
(第一審:東京地方裁判所 平成16年(行ツ)第110号 平成17年4月13日判決)

【評釈等所在情報】

- 【日本評論社】
村重慶一・戸籍時報629号80頁
国籍法3条1項違憲判決
- 横越・法学セミナー645号126頁
国籍法違憲訴訟最高裁判決

pdfのリンクをクリック!



pdf をダウンロードして表示させます。また、こちらでは上告理由も収録されています。

○退去強制令書発付処分取消等請求事件
(平成18年(行ツ)第135号 確定裁判)
(国20年6月4日大法廷判決)

【上告人】 被告側人 被告 文 代理人 山 日 元 一 法
【被上告人】 原告側人 被告 国 代理人 具 岡 謙 法
【第1審】 東京地方裁判所 平成17年4月13日判決
【第2審】 東京高等裁判所 平成18年2月28日判決

○判 示 事 項

1 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出たる身分を取得した(準正のあった)場合に限り日本国籍の取得を認めていることにより国籍の取得に関する区別を生じさせていることと憲法14条1項

2 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子は、日本国籍の取得に関して憲法14条1項に違反する区別を生じさせている。父母の婚姻により嫡出たる身分を取得したという部分(準正要件)を除いた憲法3条1項所定の国籍取得の要件が満たれるときは、日本国籍を取得するか

○判 決 要 旨

1 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出たる身分を取得した(準正のあった)場合に限り出生による日本国籍の取得を認めていることにより、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法14条1項に違反して

民集62巻6号1367(1)

次に、判決時の国籍法の条文をみてみましょう。書誌の画面で、参照法令の項目を表示させてください。参照法令へのリンクがあります。

The screenshot shows the LEX/DB Internet interface. The main content area displays a court judgment. A red box highlights the '参照法令' (Referenced Laws) section, which includes the following links:

- [日本国憲法10条](#)
- [日本国憲法14条](#)
- [日本国憲法8-1条](#)
- [国籍法3条\(平成20年法律8号改正前\)](#)
- [国籍法2条](#)

Below the links, there is a note: ※「Super 法令Web」および「理研」の該当法令の施行日一覧リンクです。■施行日一覧から選択するための参考情報。■裁判例:最高裁判所大法廷 平成18年(行ツ)第136号 平成20年6月4日判決(第一審:東京地方裁判所 平成15年(行ウ)第110号 平成17年4月13日判決)

LEX/DB インターネットは Super 法令 Web と連携しているので、そのまま条文を参照することができます。今回の判決は平成 20 年 6 月 4 日に出されていますので、平成 17 年 4 月 1 日施行が判決時のものになります。

The screenshot shows the '施行年月日選択' (Execution Date Selection) page. The table below lists the execution dates and the corresponding laws:

No.	施行年月日	最終改正
1	令和4年6月17日施行	令和4年6月17日法律第88号
2	令和4年4月1日施行	平成30年6月20日法律第59号
3	平成30年6月20日施行	平成30年6月20日法律第59号
4	平成27年4月1日施行	平成26年6月13日法律第70号
5	平成27年1月1日施行	平成20年12月19日法律第88号
6	平成20年12月19日施行	平成20年12月19日法律第88号
7	平成17年4月1日施行	平成18年12月19日法律第117号
8	平成16年10月1日施行	平成15年11月12日法律第89号
9	昭和60年1月1日施行	昭和58年5月25日法律第45号
10	昭和27年9月1日施行	昭和27年7月31日法律第28号

クリックすると国籍法 3 条が表示されます。

国籍法

制定 昭和25年5月4日法律第147号
最終改正 平成16年12月1日法律第147号
施行 平成17年4月1日施行

表示 検索 出力 新旧 閉じる

AA [大] [中] [小] 見え消し 改正条項のみ表示

1/1ページ <前へ 次へ>

(準正による国籍の取得)

第三条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの(日本国民であつた者を除く。)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。
(昭五九法四五・追加)

(帰化)

第四条 日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。
(昭二七法二六八・一部改正、昭五九法四五・旧第三条線下)

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
三 素行が善良であること。
四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。
(昭二七法二六八・一部改正、昭五九法四五・旧第四条線下・一部改正、平一六法一四七・一部改正)

第六条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

一 日本国民であつた者の子(養子を除く。)で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの

この条文は、この判決を受けて改正されましたので、ついでに改正後の条文も確認してみましょう。左のタブの「沿革」を選択し、平成 21 年 1 月 1 日施行にチェックを入れてください。

国籍法

制定 昭和25年5月4日法律第147号
最終改正 平成20年12月12日法律第88号
施行 平成21年1月1日施行

表示 検索 出力 新旧 閉じる

AA [大] [中] [小] 見え消し 改正条項のみ表示

1/1ページ <前へ 次へ>

○国籍法

(昭和二十五年五月四日)
(法律第四百四十七号)
第七回通常国会
第三次吉田内閣

国籍法をここに公布する。
国籍法
(この法律の目的)

第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。
(出生による国籍の取得)

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。
(昭五九法四五・一部改正)
(認知された子の国籍の取得)

第三条 父又は母が認知した子で二十歳未満のもの(日本国民であつた者を除く。)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。
(昭五九法四五・追加、平二〇法八八・一部改正)

(帰化)

第四条 日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。
(昭二七法二六八・一部改正、昭五九法四五・旧第三条線下)

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。

「見え消し」「改正条項のみ表示」にチェックを入れると改正箇所がわかりやすくなります。

国籍法

制定 昭和25年6月4日法律第147号
最終改正 平成20年12月12日法律第88号
施行 平成21年1月1日施行

表示 検索 出力 新旧 閉じる

AA [大] [中] [小] 見え消し 改正条項のみ表示

1/1ページ <前へ 次へ>

(準正による認知された子の国籍の取得)

第三条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した父又は母が認知した子で二十歳未満のもの(日本国民であった者を除く。)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。
(昭五九法四五・追加、平二〇法八八・一部改正)

(罰則)

第二十条 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。
(平二〇法八八・追加)

判例のデータベース検索を一通り見てきましたがいかがでしたでしょうか？最後に皆さんにお願いします。

判例 Express>>
法令カレンダー>>

有斐閣 オンラインデータベース

Compliance Learning
従業員のコンプライアンス教育

法曹界人事

必ずログアウトすること

データベースは、同時に何人まで使える、と決まっているものが多いので、終了の際には必ずログアウトをクリックしてください。